

最新情報お届けします！

農地

農政

経営



広げよう！ つなげよう！
未来の農業へ

Vol.19

H29.1.25発行

ぎふアグリ通信

県内10カ所設立された就農応援隊からの応援メッセージと式典にご臨席の皇太子夫妻

本県で全国農業担い手サミット開催!! ～全国から2,600人が参加～

「第19回全国農業担い手サミットinぎふ」が、11月10日・11日の2日間、岐阜市の岐阜メモリアルセンターをメイン会場に開かれました。同サミット実行委員会(朽本弘明会長)と一般社団法人全国農業会議所(二田孝治会長)の主催で、全国から認定農業者ら約2600人が参加し、「広げよう！つなげよう！未来の農業へ～ともに語ろう清流の国で～」をテーマに相互交流を行いました。

初日の式典には、皇太子ご夫妻が出席され、皇太子殿下は「これを契機に、農業の更なる発展をめざす輪が全国に広がり、日本の農業が未来に向けて力強く発展していくことを願います」と述べられた。また、古田知事は「全国からお集まりの担い手の皆さんが大いに語り合い、明るい未来の農業につなげていくことを期待している」とあいさつされました。

同式典では、優良経営体表彰のほか、県内各地域で設立された就農応援隊の決意表明や5名の女性農業者によるパネルトークなどが行われ、会場を盛り上げました。

二日目は、参加者が10地域33コースに分かれ、情報交換会や現地研修会が行われました。なお、来年度は高知県で開催されます。

問い合わせ

■(一社)岐阜県農業会議(西川)

電話 058-268-2527

農地中間管理事業の更なる推進を!!

1 農地中間管理事業とは

農地中間管理事業とは、新しい農地の貸し借りの仕組みで、「農地中間管理機構」が農地の中間受け皿となり、耕作を続けることが難しくなった農地を機構が借受け、担い手がまとまりのある形で利用できるよう配慮し、農地の貸付けを行う事業です。



受け手のメリット

- ・公的な機関なので安心して農地を貸付けることができます。
- ・受け手を探したり交渉したりする必要がなく、賃借料のやりとりなどの煩わしさもありません。

出し手のメリット

- ・個々の所有者と交渉する必要がありません。
- ・契約更新や賃借料の支払いが一度にできます。

2 推進体制について



新規就農希望者用農地の発掘と貸付け(下呂市、高山市) 【平成27年度の取組】

成果のポイント

就農支援機関・組織と連携し、新規就農者の発掘、栽培技術習得から農地の確保・斡旋までの一体的支援を実施

取り組み概要

下呂市

<取組ポイント>

- ・「下呂地域担い手育成総合支援協議会」の支援のもと、夏秋トマトの農家研修を受ける新規就農者用農地を掘り起こし

<下呂地域担い手育成総合支援協議会>

構成：県、市、農協、農業委員会、認定農業者連絡協議会

- ・掘り起こしは、指導農業士、市、農業委員会、JA、県が連携し情報収集や現地巡回等により実施
- ・農地利用はハウス建設が条件となるため、出ushiメリット(機構集積協力金、県単独助成金)を提示し地権者交渉を実施

<H27実績>

○貸付面積：1.8ha(4名へ貸付け)



【新農業人フェアでの就農希望者の相談】



【農家研修中の新規就農希望者】

取り組み概要

高山市

<取組ポイント>

- ・「高山市就農移住支援ネットワーク会議」の支援のもと、夏秋トマトの農家研修を受ける新規就農者用農地を掘り起こし

<高山市就農移住支援ネットワーク会議>

構成：県・市・農協・農業委員会・指導農業士会・

認定農業者連絡協議会・学識経験者等

- ・掘り起こしは、農業委員会の農地相談員等が現地巡回等により実施。その結果、農地利用状況が低調な営農団地(畑)を発掘
- ・農地相談員による熱心な交渉により地権者が合意
- ・地権者合意後、新規就農者が就農するまでの間の農地保全を図るため、機構が一旦借り上げ適正管理を実施
- ・新規就農者用営農団地としては県下最大規模

<H27実績>

○借受面積：4.7ha(連担団地)

○貸付面積(4月予定)：3.2ha(4名)

人・農地プランに基づく集積・集約化(養老町笠郷地区) 【平成27年度の取組】

成果のポイント

人・農地プランによる担い手のエリア分けとプランに基づく集積・集約化(利用権交換)を推進

取り組み概要

<取組ポイント>

- ・人・農地プランの話合いにより、各担い手の耕作エリア(ゾーニング)を決定

<話合いの経緯>

H27.6月 人・農地プラン見直検討会1回目

H27.7月 人・農地プラン見直検討会2回目

H27.8月 農事改良組合長・農業委員への報告

H27.10月 人・農地プラン検討委員会(承認・公表)

- ・プランに基づきリタイア農地の配分や担い手間の利用権交換を実施
- ・地域合意にあたっては、地域の中心的な担い手が話合活動をリード
- ・地域集積協力金は水路改修経費に充当し、地域農業の維持・発展に活用

<H27実績>

○担い手への貸付面積 211ha

内 新たな集積面積 19ha

集約化(利用権交換)面積 46ha



【事業活用前】

【事業活用後】



【担い手のエリア分け(人・農地プラン)】

あなたも農業委員、農地利用最適化推進委員に 応募(または推薦)しましょう!!

平成29年7月、県下35市町村で一斉改選!



山県市の農業委員任命式(H28.4.1)



各務原市の農業委員任命式(H28.4.27)

平成28年4月1日に施行された農業委員会法改正により、旧法の農業委員の任期満了順に改選が行われており、本県では、山県市、各務原市、瑞穂市、飛騨市、下呂市、恵那市と改選が進み、郡上市が平成29年3月1日に改選されることとなっています。

それ以外の35農業委員会は、平成29年7月の任期満了に伴って一斉に改選が行われることとなっており、県内全ての農業委員会の新体制移行が完了します。

現在、それぞれの市町村において、農業委員と、法改正によって新たに設置されることとなった農地利用最適化推進委員の定数・報酬条例の改正や選任規則などの整備、各委員の募集の準備などが進められているところです。

今回の法改正では、農業委員の資格要件については、年齢、住所、農地所有などが全て撤廃され、法律条文にも「委員の任命に当たっては、年齢・性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない」とされるなど、青年・女性を積極的に登用するよう規定されています(農地利用最適化推進委員にも資格要件等はありません)。

これからの農業委員会は、農地の売買や貸借、転用等の法令業務に加え、農地利用の最適化の推進(担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)が必須業務となり、青年・女性など新たな視点を持つ多様な人材の登用が求められています。

資格要件的には「誰でも」委員になれることとされましたので、ぜひ、あなたも農業委員、農地利用最適化推進委員に応募(または推薦)しましょう。

なお、各市町村ごとの募集要領(募集人数や募集期間、役割、推薦・応募等の様式を含む)などは、各市町村のホームページや広報などで確認できます。

問い合わせ

■(一社)岐阜県農業会議(堀口)

電話 058-268-2527

「農の雇用事業」(29年4月研修開始予定分) の参加者募集!!

全国農業会議所では、農業法人等が就業希望者を新たに雇用し、就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための実践的な研修等に対して助成する「農の雇用事業」の参加者を、下記により募集していますので、活用を検討して下さい。

助成内容

【助成額】研修生1人あたり年間最大120万円

<内訳> 新規就業者に対する研修費 **月額最大97,000円**

助成額の上限は、9万7千円または研修生に支払った賃金月額のうち低い金額となります。

指導者研修費 **年間最大36,000円(予定)**

指導者自らが人材育成手法や労務管理等を習得するための研修に要する費用です。

【助成期間】最長24ヵ月

事業参加に当たっての主な要件

【農業法人等の要件】

おおむね年間を通じて農業を営む農業法人、農業者、農業サービス事業体等であること
研修生に対して、十分な指導を行うことが出来る「研修責任者」(原則として、研修開始日時点で農業経験が5年以上ある役員又は従業員)を置くこと

研修生との間で、期間の定めのない雇用契約(正社員(法人独立支援タイプの場合はこの限りでない)、農業法人等の役員等は含まない。)を締結すること。

研修生を労働保険(雇用保険、労働者災害補償保険)に加入させること。また、法人の場合は社会保険(健康保険、厚生年金)にも加入させること。

1週間の所定労働時間が年間平均35時間以上(研修生が障がい者の場合は20時間以上)であること

本事業と期間が重複する他の公的助成を受けていないこと

【研修生の要件】

本事業での研修終了後も継続して就農する意志があり、正社員採用日時点で原則45歳未満である者

研修開始時点で正社員としての就業期間が4ヶ月以上あること

過去の農業経験が正社員採用日時点で5年以内であること

農業法人等の代表の3親等以内でないこと(労働者性が認められる場合を除く)

過去に当該農業法人等の正社員ではなかったこと

募集・研修等の期間

募集期間	研修助成期間	研修生の採用日
平成29年2月8日 ～29年2月28日(予定)	平成29年4月1日 ～31年3月31日(予定)	平成28年4月1日 ～28年12月1日(予定)

■(一社)岐阜県農業会議 農の雇用相談室(三浦・梅村)

電話 058-268-2527

問い合わせ

詳しくはインターネットで!

URL <http://www.nca.or.jp/Be-farmer/nounokoyou/original/>

農の雇用 で検索!

政府の農林水産業・地域の活力創造本部において、
青色申告を行っている農業者を対象とした

収入保険制度の導入が

決定されました

平成29年
3月15日までに
「青色申告承認申請書」
を提出しましょう

所得税の青色申告承認申請書

氏名	永田 前村
生年月日	123456789012
職業	農業者

1
2
3
4
5
6

税務署

政府は平成29年通常国会での法案提出と、平成30年秋（31年産）からの加入申請をめざしています。収入保険制度に加入するには、平成30年の2～3月に平成29年分の農業所得について青色申告を行う必要があります。

このため、収入保険制度への加入を希望される方は、平成29年3月15日までに最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出しておく必要があります。

1 収入保険制度とは

収入保険制度に関する「農業競争力強化プログラム」の取りまとめ概要

- ▶ 青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象です
- ▶ 収量減だけでなく、価格低下なども補填の対象です
- ▶ 品目ごとでなく、経営全体について収入減の一定割合を補填します

現行の農業災害補償制度は、①自然災害による収量減少が対象であり、価格低下等は対象外であるほか、②対象品目が限定されているなどの課題があります。

他方、農業の成長産業化を図るためには、自由な経営判断に基づき経営の発展に取り組む農業経営者を育成する必要があります。

収入保険制度は、このような農業経営者のセーフティネットとして、品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て総合的に対応し得る保険制度として仕組むこととされています。

この制度は、収入を正確に把握する必要があることから、青色申告を行い、経営管理を適切に行っている農業者が対象となります。

収入保険制度の創設に伴って、米・麦の農作物共済制度は任意加入制へ移行し、収入保険制度とどちらか一方を選択して加入することとなります。

2 青色申告とそのメリット

青色申告のためには、原則「正規の簿記」（一般的に複式簿記）による記帳を行う必要がありますが、「簡易な方式」の記帳でもよいことになっていますので、現在、白色申告の方も、青色申告に移行してはどうでしょうか。

1 青色申告に必要な書類、帳簿

- 「正規の簿記」（複式簿記）の場合
仕訳帳、総勘定元帳、損益計算書、貸借対照表など。
- 「簡易な方式」の場合
正規の簿記までは求めませんが、白色申告にはない、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、固定資産台帳を整備し、日々の取引を残高まで記帳する必要があります。

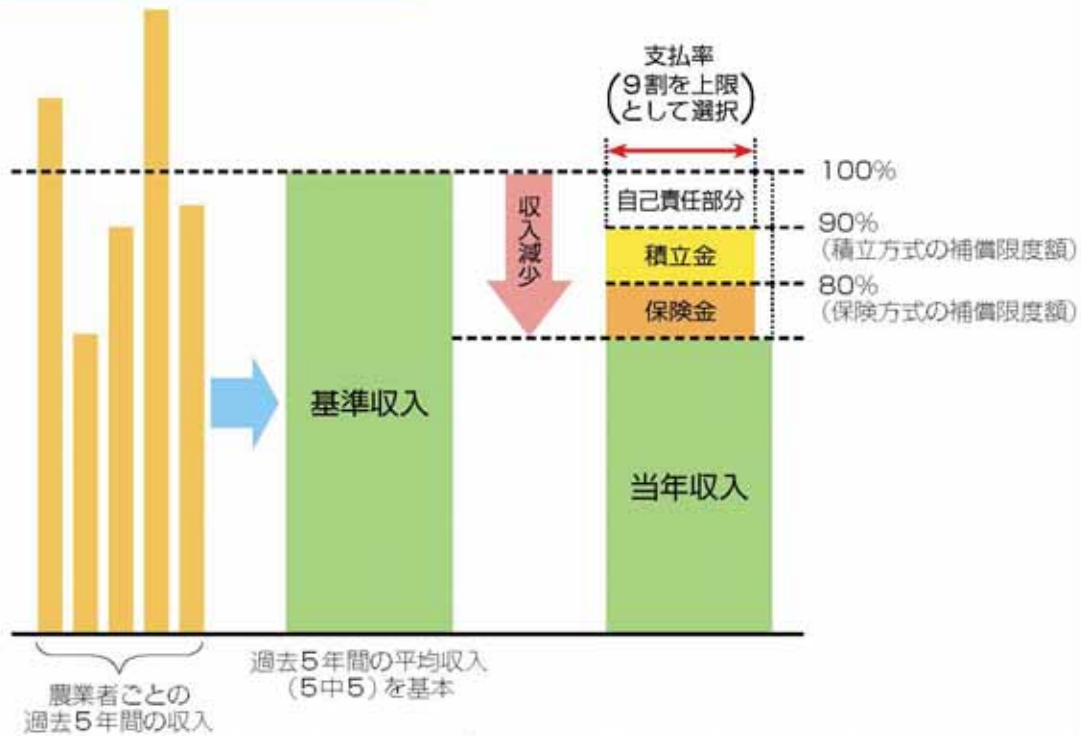


2 青色申告の主なメリット

- 青色申告特別控除
「正規の簿記」の場合は 65 万円を、「簡易な方式」の場合は 10 万円を所得から控除できます。
- 青色事業専従者給与の必要経費算入
青色申告者と生計を一にする 15 歳以上の親族で専ら農業に従事する場合は支払った給与のうち労務の対価として相当と認められる額を必要経費に算入できます（3 月 15 日までに青色事業専従者給与に関する届出書の提出が必要です。また、給与支給者が常時 10 人未満の場合、源泉徴収した所得税を年 2 回にまとめて納付できる納期の特例の承認に関する申請書もあわせて提出するとよいでしょう）。
- 損失の繰り越しと繰り戻し
損失額を翌年以降 3 年間（法人は 9 年間）にわたって繰り越して、各年分の所得から控除できます。また、繰り越しに代えて、損失額を前年に繰り戻して、前年分の還付を受けることもできます。

3 収入保険制度の補填方式

収入保険制度の補填方式



(注) 5年以上の青色申告実績がある者が、補償限度9割(保険方式+積立方式)を選択した場合

1 青色申告の実績1年から加入でき、実績5年で補償限度額は9割に引き上げられます。

5年以上の青色申告実績がある者が基本ですが、青色申告(簡易な方式を含む)の実績が1年あれば加入できます。補償限度額は申告実績が5年になるまで徐々に引き上げられます。
 ※なお、青色申告のうち現金主義は、収入保険制度の対象となりません。

2 過去5年の販売収入の平均を基準に補填します。

5年以上の青色申告実績がある場合であれば、基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を補填します。この基準収入は、過去5年間の農産物の販売収入の平均を基本とし、規模拡大など当年の営農計画案も考慮して設定します。補償限度額と支払率は複数の割合から選択できます。

3 加入は任意で、保険料と積立金に国庫補助があります。

加入するかどうかは農業者の選択(任意)です。上図のように積立金の部分と保険金の部分があり、保険料には50%、積立金には75%の国庫補助が行われます。



「収入保険制度」に対する
問い合わせ先

■東海農政局岐阜県担当地方参事官室 電話 058-271-4044

編集
発行

一般社団法人 岐阜県農業会議 会長 鷺見 郁雄
 岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎2階 TEL: 058-268-2527
 FAX: 058-273-6177 E-mail: gifu@nca.or.jp ホームページ: http://www.gifu-agri.jp